

平成28年9月23日

## 第91回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第91回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年9月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第 号  
会議年月日 平成28年9月23日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員  
事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農業振興係長 宮田秀一  
  
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第91回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p><b>【開会】</b>  大変ご苦勞様です。稲刈りの時期となりましたが、天候不順が続き、田んぼが早く乾いてくれることを祈っています。さて、若干時間をいただきまして報告させていただきたいと思います。一つは、8月30日の台風10号、大変な状況でありました。遠野市内においても数多くの被災に遭われております。被災に遭われた方に心からお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興を願うところであります。更に、前々から委員の皆様にお話をしておりますが、農業委員会の活動がどうしても見えづらいというお話が市民の方々からあるところです。これは遠野市に限らず、全国的に見てもそうだと思います。市議会の場合は遠野テレビを通じて放映されていますので、市議会の活動内容等については皆さん周知されているということであります。私も、農地法3条・4条・5条が議論され許可しているのかということ、どのように市民の皆様へ解っていただく方法がないかと考えた時に、遠野テレビの平野常務と話し合う機会がございまして、遠野テレビで農業委員会総会を放映していただけないかというようお願いをしていたのですが、今日こうして遠野テレビの取材を受けることになりました。放映される日が今日なのか、来週なのかはまだ聞いてはおりませんが、いずれ農業委員会総会の姿が市民の目に届くということになったわけであります。この報告をさせていただき挨拶と致します。それでは、総会の開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。先章を6番 萩野一委員にお願い致します。</p>
6 番 委 員	<p>はい。私が前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願い致します。  （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は、30名であります。定足数に達しておりますので直ちに第91回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。</p>
議 長	<p>20番 鳥屋部静夫委員から欠席の届出、22番 新田佐悦委員からは途中退席の届出があり、これを了承しましたので報告を致します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて、会長として私が出席致しました会議等について報告を致します。9月2日から15日まで、平成28年9月遠野市議会定例会本会議に会長として議場に出席をさせていただきました。今回は農業委員会に対する一般質問等はございませんでした。9月11日平成28年度達曽部地区敬老会にご案内がありました。これは達曽部の地区センターが落成ということでしたので、落成式と併せて敬老会のご案内があったということで出席をさせていただきました。9月12日は岩手県農業会議の常設審議委員会に出席をいたしました。9月16日はチャタヌーガ市友好訪問団歓迎の夕べに出席を致しました。今後、アメリカ合衆国チャタヌーガとは、農業関係を含め貿易さらには観光の交流があるということで、遠野市とチャタヌーガ双方にとってメリットのあるものだと感じ取ったところです。9月20日には平成28年度遠野市農林水産振興協議会臨時総会がとびあ庁舎のこの場で開催され出席を致しましたが、若干内容の報告をさせていただきます。遠野市では「市全域を農業遺産に登録をする」という申請が議題でありまして、これは全体一致で「良」となったわけであります。将来的には農業の世界遺産登録ということも考えているようです。ただ、農業遺産となると市内全域ですから、仮に今の耕作放棄地等が景観を損ねているということになると、如何なものか。又は森林の開発行為、転用含めて、規制の網がかかるのではないのかという懸念しましたので、質問をさせていただきました。私以外にも3名のご質問があったわけですが、そこまでは及ばないのかもしれないとの答弁でした。かもではなく、及ばないという言葉にほしかったのですが、そのような答弁があり「良」として申請することに同意をしたということであります。同じく20日、午後からでありましたが、農業委員会の運営委員会を開催させていただきました。それは、本日の議案その他で事務局から報告をさせていただきますが、一つは、委員の皆様から要望がありました都市近郊型の農業のあり方、または所得拡大、</p>

さらには風力・太陽光発電の申請が増えてきている現状にあるので、先進地を訪ねて学びたいということでしたので、事務局のほうでいろいろ調べましたところ、秋田県の事例を研修するということになりました。由利本荘市農業委員会で決定をさせていただいたところであります。もう一つは、農地パトロールによって耕作放棄されているところを確認したわけでありますが、この放棄地の「どうするか」ということを農業委員会事務局で意向調査書を送り、その放棄されていた方から「農地中間管理機構にお貸しする。」「又は自分で耕作をする。」という答えが返ってきたところですが、中間管理機構に貸すというのは問題が無いのですが、「自分で耕作します。」と回答があった方の場所が、今年の再確認によって耕作放棄が未だ解消されていないというところについては勧告ということになり、追い追いには固定資産税が1.8倍ということにもなります。しかしながら、いきなり勧告するのかということを考えてももあり、運営委員の皆様からご意向をお聞きしたところ、今回はもう一度こういうことになりますよという趣旨を徹底したほうがよいのではないかと。それでも解消されない場合は、法律に基づいた勧告を行う書の発出ということとどうかということと話し合いをしたところであります。その他にも今日の議案の一部審議をしましたが、一つは農振地域の除外について、市のほうから申し出があり、2カ月経ってもこれが上がって来なかったということで、農地専門委員会の皆様にご迷惑おかけしたわけであります。専門委員会を開催するということが、期日までに市のほうから書類が上がって来なく、これが農地専門委員会で審議できなかったということで、市民の方にご迷惑をおかけしているのではないかと、ということを含めて話し合いをしたところであります。以上です。

**【事務事業経過報告】**

議長 続いて今月の農業委員会事務事業経過については事務局長に説明を求めます。

事務局長 はい、議長。

それでは、事務事業経過報告について、お手元の遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきながらご報告を致します。9月2日、岩手県女性農業委員ポラーノの会第2回理事会ですが、これには佐々木恵美子委員に出席をいただいております。9月5日第2回遠野市農業委員会だより編集会議の開催。農業委員会だよりにつきましては、先週の木曜日9月15日ですが、区長配布を通じ皆様のお手元に配布されております。9月15・16日、農地転用等の現地確認調査が二日間に渡り行われました。これにつきましては、本日の総会の議案ということでご審議をいただく予定となっております。そして本日、第91回遠野市農業委員会総会という流れです。そして明日以降の主な行事予定でございます。10月11日が農地法等の申請締切日です。同じく10月11日ですが、岩手県農業会議常設審議委員会が開催される予定です。10月17日ですが、農地転用等現地確認調査の予定となっておりますが、件数によっては17・18日の二日間ということをお願いをしたいと思います。これだけは11日過ぎてみなければ分かりませんので、その際はご了承いただければと思います。第92回総会は10月25日の予定です。そして先ほど会長の方からもお話がありましたが、その他のところでご説明をする予定ですが、10月27・28日遠野市農業委員会県外研修を秋田県の予定で計画したいと考えます。そして11月10日ですが、これもその他でご説明をする予定ですが、平成28年度岩手県農業委員会大会の予定です。以上です。

**【報告事項】**

議長 はい。次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分致しましたので、その内容を事務局長から報告致します。

事務局長 はい、議長。報告第1号についてご説明致します。議案書1ページから3ページです。議案書1ページから3ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された17名の方からの届出です。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成28年9月9日に専決処分を致しまして、届出者に受理通知書を交付致しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものです。以上です。

議 長	ただ今、事務局長から報告をした事案・案件についてご質問等ございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。 次に、報告第2号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取下願」は良として専決処理を致しましたので、事務局その内容を報告願います。
農地係長	はい、議長。4ページです。報告第2号、「農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取下願に係る専決処分の報告について」です。農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。 事業者、●●県●●市 ●●●●株式会社。貸人、●●町 ●●●●。1筆、291.11平方メートルに携帯電話不感地区解消のため、携帯電話基地局建設に係る仮設作業場を目的として8月10日に一時転用許可を受けていたものですが、事業者より業務が過剰となり請負期間内に建設することができない見込みとなったため、許可処分の取消願が出され、8月30日に専決処分したものです。なお、関連と致しまして議案第38号1番で、別事業者が同事業を引き継いで実施するための申請が出されております。以上、報告致します。
議 長	ただ今、事務局から報告ありました取消願に係り、質問等ございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	よろしいですか。質疑なし認め、質疑を終結致します。 次に、議案審議に先立ち、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項について該当する委員は、その議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなります。予めご了承をお願い致します。
議 長	【日程第1】 日程第1についてお諮り致します。議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	はい。ご異議なしと認め、議事録署名人に7番 佐々木恵美子委員、8番 阿部儀信委員、会議書記には事務局 宮田秀一次長を指名致します。
議 長	次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。
農地係長	はい。議長。5ページです。第91回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。(提出議案総括表(農地法等関係)を説明) 法第3条、今月計2件、2,798平方メートル。利用集積、今月計3件、4,780平方メートル。法第4条、なし。6ページです。法第5条、今月計4件、2,096.11平方メートル。適用外、なし。法第18条第6項、なし。以上でございます。
議 長	【日程第2】 日程第2、議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
農地係長	はい。議長。7ページです。議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による所有権

	<p>移転許可申請に対する可否決定について」です。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1番、●●町、2筆、2,699平方メートル。●●●●町 ●●●●。●●● ●●●●●。相手方の要請により譲り受ける。遠隔で耕作不便のため譲り渡すものです。売買です。</p> <p>2番、●●町、1筆、99平方メートル。●●町 ●●●●。●●町 ●●●●。父から譲り受ける。後継者（子）へ譲り渡すものです。生前贈与です。以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願い致します。●●町地区担当委員、お願いします。</p>
24番委員	<p>はい、議長。24番 濱田です。現地確認の16日、地区委員3名と事務局2名で現地の確認を致しました。現在は、●●●●さんが基盤法で使っているということで、そのまま受けるということでしたので何ら問題は無いということで見えてまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等の説明が終了致しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
29番委員	<p>はい、議長。29番です。この売買単価はどのようにして決めたわけですか。安すぎませんか。</p>
議長	<p>売買単価30万の決定根拠ということですが、事務局。</p>
農地係長	<p>はい、議長。こちらの売買単価につきましては、所有者 ●●●●さん、譲受人の●●●●さんとの間で、この金額で契約という形になったわけであり、安いという意見もあるかもしれませんが双方の合意でこの金額ということで申請がありました。</p>
議長	<p>菊池委員、よろしいでしょうか。</p>
29番委員	<p>はい、議長。それでは担当委員に伺いますが、●●の単価はこの程度なのでしょうか。</p>
24番委員	<p>はい、議長。担当委員ということでよろしいでしょうか。あの基準額というのは、定めてあるわけではないのですが、あくまでも当人同士で売買をするという部分でありまして、私ども委員とすれば、そこまでは関与できない部分があるかと思えます。また単価については、この場所の現状を見ますと、山際でちょうど三角っついでいますか、非常に耕作地とすれば不便的な部分であるということで、現状ではそういうような状況の場所であります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。場所が不便なうえ遠隔と離れているということで、所有者のほうから近くの人に買っていただけないかということでの単価設定ということの説明でございました。よろしいですか。</p>
29番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>その他ございませんか。</p> <p>[「なし」という声あり]</p>

議長	はい。質疑ないようでございますので、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり「可」と決しました。
議長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして、日程第3、議案第35号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」は、会長の私が議事に関与しますので退席し、佐々木誠一会長職務代理者に議長を交代致します。</p>
会長職務代理者	それでは、日程第3、議案第35号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程致します。事務局の説明を求めます。
農地係長	はい、議長。8ページです。議案第35号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」ご説明致します。農地の権利移動について、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。あっせん委員と致しましては、佐々木敦緒委員、千葉勝義委員の2名での上程です。あっせんの申出人ですが、●●町、●●●●。物件につきましては、●●町●●●●●、外2筆。合計面積17,758平方メートルです。売渡しの申し出があり、同要領に基づいてのあっせん委員につきまして、ご意見をお願いするものです。ご審議よろしくお願い致します。
会長職務代理者	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長職務代理者	質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第35号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
会長職務代理者	ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり「可」と決しました。会長が関与する議事が終了しましたので、ここで議長を会長に代わります。ありがとうございました。
議長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第36号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。議案第36号、「農用地利用集積計画の決定について」ご説明致します。説明につきましては、これまで通り、新規のみ説明をさせていただき、番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げて説明させていただきます。</p> <p>1番です。●●●●。●●●●。●●町●●●●●。面積1,104平方メートル。契約期間が4年6カ月となっています。権利の種類は、賃貸借権の設定となっています。</p> <p>2番。●●●●。●●●●。●●●●町●●●●●、外1筆。合計面積は2,455平方メートル。契約期間は同じく4年6カ月。権利の種類につきましては、同じく賃貸借権の設定となっています。以上です。よろしくお願い致します。</p>

議 長	説明が終了致しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第5】 続いて、日程第5、議案第37号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。
事務局次長	はい、議長。議案第37号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」ご説明致します。この件につきましては、先月の総会におきまして利用集積計画で県農業公社と利用権設定が行われたものに対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定に基づいて計画の作成について意見を求めるものでございます。説明につきましては、整理番号・権利の設定を受ける者・権利の種類・契約期間・合計筆数及び面積、という順番で説明させていただきます。 1番、●●●●。賃貸借権設定。契約期間、10年。配分計画合計筆数、10筆。面積は24,568平方メートル。 2番、同じく●●●●。使用貸借権設定。契約期間、10年。配分計画合計筆数、3筆。面積は10,504平方メートル。 3番、●●●●。賃貸借権設定。契約期間、10年。配分計画合計筆数、4筆。面積は3,065平方メートル。 4番、●●●●。使用貸借権設定。契約期間、10年。配分計画合計筆数、3筆。面積は6,377平方メートル、となっております。以上4件よろしくご審議お願い致します。
議 長	暫時、休憩致します。
議 長	会議を再開致します。これより質疑に入ります。1番及び2番について質疑ございませんか。
12番委員	はい、議長。12番 山崎です。賃借の値段についてなんですが、まず1番・2番ですけども、3番にいくとちょっと値段が違ってきます。基本的に私の考えには●●のほうがいい米が採れ、●●のほうは山間部ということで、その辺がちょっと値段に反映するのではないかと思うのですが、本人同士がよければいいのかもしれませんが、この辺やっぱり見直すというよりも、統一とか或いは格差っていうのを、あまり広げないようにしたほうがいいのではないかと私は思いますが、その辺どうなのでしょうか。
議 長	事務局、よろしいですか。
事務局次長	はい、議長。この件につきましては、決定は間に県の農業公社が入っての契約の進め方でございます。そこで作付けの状況とか場所を加味して、この数字を決定したものと思われま。金額の決定というのは、この場で農業委員会が決定はできませんけれども、そうした情報があったということはお伝えしたいと思っております。
議 長	ただ今の山崎委員からは、平準化するべきではないか、というご意見でありました。この単価設定につきましては、いろんな事情がございます。以前にも退席なされている綱木委員からも確か質問等があったように記憶しておりますけれども、これの平準化と



	<p>いうのは均しようが無いということだと思われます。事務を執ってみると、なるほどというのが出てくるのですが、道路が無い、湿田だった、水条件が悪い、山手だった、平場だったというところで、同じ地域であっても単価のばらつきは当然出てくると。むしろ今は高齢化してきて、担い手、後継者がいないということで「借りてください」という方が増えてきている。そのためにも使用貸借いわゆるただでもいいからお願いという人も出てくる現状にあります。または、逆に「貸したくない」と思っているけれども、集積するために「何とか貸してくれないか」となると、やむを得ず単価を上げてまで借りるという、いろんな諸条件がありますので、今いただいたご意見は、その通りかとは思いますが、中間管理事業・農業公社のほうで、そこを加味しながら単価を設定した、ということであろうというように思います。なお、そういう意見があったということは、事務局がただ今発言しましたように農地中間管理機構の方へは、農業委員からこの意見があったということは伝えていきたいと思ひます。山崎委員、よろしいでしょうか。</p>
12番委員	はい。
議長	その他ございませんか。
14番委員	はい、議長。14番 千葉ですけれども、1番・2番の案件ですが、1番の方には10アール当たり4,960円と。それから2番目の方は、金額は発生しないということで理解していいのですか。
事務局次長	はい、議長。その通りでございます。
議長	よろしいでしょうか。
14番委員	はい。
議長	はい。その他ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	よろしいですか。暫時、休憩致します。
議長	会議を再開致します。1番及び2番を除く2件について質疑ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結致します。暫時、休憩致します
議長	会議を再開致します。お諮り致します。議案第37号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり「可」と決しました。
議長	暫時、休憩致します。
議長	【日程第6】 会議を再開します。続いて、日程第6、議案第38号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。

農地係長	<p>はい、議長。12ページです。議案第38号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」です。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>1番、携帯電話無線基地局建設工事に係る仮設作業場を目的とするその他の施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。本案件は携帯電話不感地区解消のため、基地局建設事業計画地に隣接している当申請地を適地として仮設作業場として利用するものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。本案件は報告第2号の関連で、8月10日付で許可を受けた事業者が許可を取り消したため、今回の申請事業者が事業を引き継ぎ実施しようとするものです。</p> <p>2番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいであり、実家の隣地に生活の基盤を整えることで将来的に父母の見守りができることから当申請地を適地と選定し住宅を建築しようとするものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、融資により確保する計画であり金融機関の融資事前審査回答書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>3番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいであり、実家の隣地に生活の基盤を整えることで将来的に父母の見守りができることから当申請地を適地と選定し住宅を建築しようとするものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金及び融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書、融資事前審査回答書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>4番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地・第1種農地・第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。本案件は4月25日開催の第86回遠野市農業委員会総会において、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてご審議いただいた案件であり、8月10日付で遠野市から農用地区域からの除外決定通知があったものです。申請者は現在、両親・配偶者・子どもと市営住宅住まいをしていますが、子どもの成長と共に部屋数の不足など不都合が生じてきており、また父が所有する農地の周辺に生活の基盤を整えることで将来の農業後継者としての農地の肥培管理が容易になることから、当申請地を適地と設定し住宅を建築しようとするものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、融資により確保する計画であり金融機関の融資事前審査回答書を確認しており資金の確保は確実であると判断されます。以上、4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものであります。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。最初に●●町地区担当委員お願いします。</p>
17番委員	<p>はい、議長。17番 北湯口です。15日午後1時半からでしたが現地を確認してまいりました。委員が2名と事務局4名で確認を致しました。新田委員は所要がございまして参加できなかったものです。事務局が先ほど説明をしたとおりでございますが、報告事項第2号でも取消のあった案件でございまして、事業内容は全く変わってございません。ただ施工業者が●●●●さんから●●●●の方に移ったということでございまして、内容に変更はございませんのでその辺よろしくご審議お願い致します。以上です。</p>
議長	<p>続いて、●●地区担当委員お願いします。</p>

24番委員	はい、議長。24番 濱田です。2番の案件についてご報告を致します。現地確認につきましては16日、委員3名、事務局2名で現地の確認を行いました。場所につきましては、●●町の●●集落になります。内容については事務局から説明があったとおりでございます。周辺に与える農地の影響等については、何ら問題は無いというように確認をしております。以上でございます。
議長	続いて、●●地区担当委員をお願いします。
7番委員	はい、議長。7番 佐々木です。9月15日に地区委員2名、事務局2名で確認してまいりました。譲渡人の●●●●●さんは、●●●●●の●●●●●向かい側で果樹等を栽培しております。近年体調を崩しまして、●●に住む息子さんたちが休日に農作業を手伝いに来ている状況で、拠点を実家の裏の方に建設を計画されているようです。今後そこに居住して実家の支えをしていきたい、という考えを持っているようですが、周辺を見ても農地に影響を及ぼすような場所ではないと判断して妥当だと思います。よろしくお願い致します。
議長	はい、続いて●●地区担当委員をお願いします。
21番委員	はい、議長。21番 佐藤です。19日日でしたけれども、事務局の方から2名、それから担当の方から私と多田和敏委員の4名で現地確認をしました。何ら問題は無いと確認をしてきました。以上です。
議長	以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
14番委員	はい、議長。14番 千葉です。確認なのですが、2番の土地の所在が●●●●●の畑ということになっていましたし、譲渡人の住所も●●●●●となっていますが、この方は、畑に宅地が建っているという解釈でよろしいですか。
議長	今の質問分かりますか。いま、申請書を確認しますので少々お待ちください。
農地係長	はい、議長。お答え致します。申請書を出されたものを先ほど確認したのですが、貸人の住所・許可を受けようとする土地の住所が●●●●●と、どちらも同じ記載で出されております。申請者からの記載では同じ住所で出されております。公函等ちょっと確認をしてみたのですが、今回受けようとする土地の地番が●●●●●で、今度転用しようとする場所が●●●●●であると判断されます。
農地係長	すみません。先ほどの回答の誤りがあります。現在の●●●●●さんのご住所、●●●●●。今回の転用を受けようとする土地が●●●●●ということで判断されますので、訂正をお願い致します。
議長	ただ今、千葉委員からのご指摘は、貸出する譲渡人の住所と土地の所在地が同じではないのかということです。確認のところ、貸出譲渡人の地割が●●●●●、●●●●●ということでもありますのでご訂正をお願いします。よろしいでしょうか。
14番委員	はい。そうすると、記載者・申し出人の間違いなのか、事務局の間違いなのかという話になるのですが。
農地係長	はい、議長。申請書が申し出人から出されたもので、誤って申請が記載されたものでございます。
議長	はい、ただ今のご指摘でございますが、その通り事務局方のチェックミスというように判断されます。申請書がそのように誤ったとしても、台帳等チェックしなければなら

		<p>なかったというミスでありますので、この部分については会長としてお詫びを申しあげます。今後このようなことが無いように進めてまいりたいということで、貸出人の譲渡人の住所を●●●●から●●●●にご訂正をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議	長	<p>その他ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。議案第38号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第7】</b>          続いて、日程第7、議案第39号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程致します。事務局に説明を求めます。</p>
農地係長		<p>はい、議長。13ページです。議案第39号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>申請人、●●町 ●●●●。承認を受けようとする土地、●●町、2筆、6,645平方メートル。事業計画変更内容につきましては、相次ぐ台風の雨により整地作業に遅れが生じ期間内に作業が完了することができないため、事業期間を平成29年8月までに延長しようとするものです。以上、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>はい。説明が終了致しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。それでは質疑を終結致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【その他】</b>          それでは、その他に入りますが、委員の皆様からご意見・ご要望等がございましたら発言をお願いします。</p>
29番委員		<p>はい、議長。29番です。教えていただきたいことがあります。先般の台風10号で農地が流出して、私の目から見れば復元不可能ではないかなと思われるような土地が結構見受けられました。そういうことについては、農業委員会としてどのような判断をするわけですか。もしお分かりでしたら教えてください。</p>
事務局長		<p>はい、議長。それでは、ただ今、台風10号による農地被害というご質問がございましたが、ご存じのとおり、先般台風10号による被害がかなり甚大でございます。特にも土淵・青笹・上郷方面を中心にかなり被害ということで、今現在、その被害をまとめているところです。まだはっきりとした全容が出されておりましたが、来週頃に県と市と</p>

<p>議 長</p>	<p>で、災害の復旧推進本部というものを9月15日に立ち上げまして、道路等の生活基盤そして農地等を中心としながら被害を把握し、被害については更に所有者の方々から調査・申請をいただきながら対応していくという予定です。詳しいところにつきましては来週、県と打ち合わせをしながら、その被害状況の申請をご本人からいただきながら推進本部で検討をしていくという部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>はい。ただ今の質問は菊池委員からの質問でございましたが、農地の冠水または流出、土砂の流入、これによって61件89.1ヘクタールが被災を受けているのだそうです。なお、法面崩壊は42件あったそうです。質問の内容については、もしかして農地にはもう戻らないのではないかという懸念です。その場合はどうするかというような質問と承りましたが、実はこの間の会議の時に、農地にもう戻せないよという方は、農業委員会に是非お出でいただければ、台帳のほうを訂正するか直すかどうかになるなというようには思ったのですが、発言を控えました。というのは、今、市のほうでは、真剣になって復旧に努めたいということでもありますから、その復旧後において、どういふ農地にも復元不可能という場合においては、農地台帳から農地以外になる、災害復旧によって河川の幅が変わる・位置が変わるといふ場合もありますので、今後、真剣に本気になって復旧に努めている時に、「農地以外にしますからどうぞ」といふ発言はするべきではないという考え方でいましたので、こゝういふように市のほうから、どうしても河川の位置を変えない、又は復旧が不可能、という問い合わせが農業委員会に対してあるのではないのかな、と思つてるところであります。よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>27番委員</p>	<p>その他ございませんでしょうか。</p> <p>はい、議長。だぶるかもしれませんが、田んぼへの通いの道路が潰れてしまった部分と、川の中で石とか砂が溜まって流れが著しく変わってしまったもの。そして今度洪水が来れば農地が削れるもの。そういう場合、砂利業者にも聞いてみたのですが「許可が下りないよ」と言われた。その場合、農業委員としてやること、そして砂利を取ってほしいということはお願ひできるのか。もしお願ひする場合はどこに行けばいいのか。そういうことを参考までに教えてもらえませんか。</p>
<p>議 長</p> <p>27番委員</p>	<p>農地に係る土砂の流入・流出に係つては、市の農業振興課の方へお話をなされたほうがよろしいかと思ひます。なお、河川は一級河川については岩手県管理になりますし、準用河川等になると市の管理ということですから、それはもう専門的ですから農業委員の判断では一級河川なのか準用河川なのか、難しい部分もあると思ひますが。市の農業振興課をお尋ねの上、相談されるべきだといふように思ひます。</p> <p>はい。</p>
<p>議 長</p> <p>25番委員</p>	<p>その他ないでしょうか。</p> <p>はい、議長。議案第37号で参考意見として、農地管理機構の場合ですと物納というのはできませんので、あくまでも現金での部分だけ載っております。番号2番には水稲といふか何にもないです。全部含めて20袋玄米でやるということにしていますが、農業管理公社にはまさか20袋持つて行って、公社さんから本人に20袋物納するわけにはいきませんから、こゝういふ内容になっています。それは、相対で契約を取り交わしておいてくださいといふことです。おそらく私ばかりではなく、物納されている方は金額が無いと思ひます。そのため金額的に今年の場合だと、おおよそ5,500円から普通6,000円、私の場合はだいたい6,500円で計算して、1反歩12,000円くらいの物納です。以上です。4千くらいといふのは物納したほかに現金でやるものです。これは管理公社のほうの関係で、現金でやる部分だけやって、物納は記載がないといふことです。</p>

議 長	<p>そういう決まりとのことですが、●●●委員の方から詳しく説明があったところであり、その他ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは私のほうから言う前に、田中ナオ子委員、エゴマについてはどのようにしたらよろしいでしょうか。</p>
23番委員	<p>はい、議長。今朝も見たのですが、ちょっとまだ早いかなと。ですが水が入っている私のエゴマよりは若干まだ生きています。半分ぐらいしか採れないかなとは思いますが。私のほうから何日か前までに事務局のほうに連絡しますので、よろしいですか。</p>
議 長	<p>田中ナオ子委員のほうからエゴマの収穫時期が近付いている、ということで適期になったならば事務局に連絡をするということのようであり、その際には農業委員の皆様にご協力をお願いしたいと思います。更に私、委員としてのお話になりますが、宮守町の国道沿いに耕作放棄されている土地が目立ってきていて、どうも目に付いて仕方がないというのがありますから、佐藤芳夫委員のほうから、宮守町出身の委員がボランティアで一度草刈りをしませんか、というようなお話もありますので、追ってご相談をしながら進めて行かなければならないかなと思っております。これは宮守町のことだけのお話ですが、芳夫委員よろしいですか。</p>
21番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>次に事務局からは。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。それでは私のほうから資料として封筒をお配りしておりました。封筒の中身についてご説明させていただきます。会長の方から冒頭のあいさつで触れていただきましたけれども、まず1点目です。県外研修の実施についてということで通知・資料等をお配りしております。先般の運営委員会の中で日程・コース等については決めたので、この案で実施したいというように思っております。日にちが10月の27日・28日の一泊二日です。研修先は秋田県。要綱・日程につきましては後ろの方に付けております。複雑多義する地域農業の課題解決、それから資質の向上を図るということでございます。農地転用の事例、耕作放棄地の再生事例を研修するという具体的な内容にしたいと思っております。秋田県の由利本荘市農業委員会のほうで研修を受けたいと思っておりますし、耕作放棄地につきましては、一番後ろに資料を付けておりますけれども、秋田県大仙市の農地法人たねっこというところで、大規模的に耕作放棄地の再生に取り組んでいるということです。秋田県内でも一番大きい農事組合ということでございまして、こちらの方で研修・施設の見学等をさせていただきたいというように思っているところです。宿泊先は秋田市内のイーホテル秋田という所で、場所的には川反に近いところです。全室朝食付きのシングルをご用意しております。旅費につきましては市の規程に沿って支給を行います。負担金につきましては一人16,000円を予定したい、というところでございます。捲っていただきまして、具体的な日程を載せております。これはあくまでも予定でございますので受け入れ先のご都合で若干変わるかもしれませんが、今現在はこの日程で行きたいと思っております。初日が午後から由利本荘市のほうに入ります。終わった後に天鷲村という、天鷲という所ですけれども施設見学、それからワイナリーですね。そういった所を見て秋田市に入ると。2日目は秋田市内の施設見学を何カ所か行い、先ほど言った農地法人たねっこで研修を行なって、帰ってくるという日程にしております。出席・欠席どちらにつきましても、10月5日までに事務局のほうへご連絡をお願い致します。</p> <p>それから2つ目です。平成28年度の岩手県農業委員会大会の参加についてということで、開催を付けてご案内を致しております。11月10日金曜日です。午前10時半から午後</p>

2時半の間で盛岡の都南文化会館のほうで開催されるということです。この大会につきましても農業委員会の事業としての位置づけ、それから委員皆様の研修の一環として参加を致したいというように思っています。出発時間等につきましては通知のとおりでございます。こちらにつきましても10月5日までに出席・欠席のご報告を事務局までよろしくお願い致します。

それから3点目でございますが、これも先ほど会長のほうから冒頭で触れていただきましたけれども、農地パトロール結果それから勧告対象の農地の扱いということで資料を載せております。過年度の利用意向調査の追跡結果、この間のパトロールの結果で表にしているところでございますけれども、今回の勧告対象の面積が36,804㎡ということになりました。21筆の11名ということでございます。税制改正が行われたということで、これらにつきましては勧告を行うという流れになっているところでございますけれども、課題の部分でございます。制度の周知がよく徹底されていないということもございまして、農地法通りに事務を進めると農業者へ混乱を招く恐れがあるということが予想されます。そのため勧告をする前に、勧告対象者11名に対しまして、この制度の周知を事前通知致したいというように思っております。この通知を行なった後に再度、調査の実施を行いたいというように思っております。税制の周知を図る文書は10月下旬を予定したいと思っておりますので、それぞれ対象農地の担当地区委員さんにつきましては今一度パトロール後の農地の状況を、確認をお願いしたいというように思っております。10月下旬に通知を发出する前までに今一度農地の状況の確認をお願いしたいというところでございます。

また、全国農業新聞が1部入っているかと思いますが、県の農業委員会から見本誌ということで皆さんに1部ずつお配りしております。これを基に購読拡大をお願いしていただきたいということでございますのでよろしくお願い致します。戻りますけど、県外研修の部分でございます。5日までにご報告をいただいて、出席する方のみに旅費は支出します。支出の手続きの期間も必要ですので、5日までには必ず出欠の報告をいただきたいと思っております。最後になりますけれども、通知をお出ししておりますが、個人番号の手続きにつきましても、今日お持ちになった方がおりましたら、総会が終わった後、申し訳ありませんがコピーを取らせていただきますのでよろしくお願い致します。なお、今日忘れてきた方につきましては、今月中に会計課のほうに届出になっていなければなりませんので、今日忘れてきた方につきましては、申し訳ありませんが今月中に事務所のほうにおいでいただきたいというところでございます。よろしくお願い致します。

議長

補足させていただきますが、県外研修の旅費・日当につきましては、是非研修をしたいということで予算を獲得するようというところで事務局をお願いをしていたわけですが、国の事業で予算化になっております。全員31名分です。これは宿泊費が12,500円と日当4,600円、合計17,100円×31名で予算化になっております。旅費はそれぞれ個人の口座に振り込みになりますから、負担金は当日この中から16,000円をいただくということになります。事務局が頑張って財政当局から予算をいただいたものですから、全員が出席をしていただきますようによろしくお願いしたいと思います。

22番委員

はい、議長。3時から会議がございまして、申し訳ございませんが退席します。

議長

ただいま事務局から説明があったことについて確認をしたいことありますか。

14番委員

はい、議長。農地パトロールの関係なのですけれども、(3)の課税強化への対応の②番の下段、「パトロール後の農地の状況を今一度確認していただきたい」とあるのですが、このスケジュール的なものっていうのはどうなっているのでしょうか。

事務局次長

はい、議長。先ほど説明をしましたが、説明が上手く伝わらなかったようです。農地所有者へは10月の下旬をめどに制度の周知を徹底していただく文書を发出したいと思っております。下旬までにこのパトロール後の農地を確認していただければというように思っております。

14番委員	要するに発出が10月下旬を予定していると。その発送した後に、それがどうなっているかというのかを農業委員がパトロールするっていうことなのでしょう。
事務局長	そうではございません。発出する前に、農地が整地されていたということであれば、その方には文書は行かないように致します。
14番委員	そうすると、例えば今月中でもいいわけですか。
事務局次長	では、10月15日までに、今一度確認をお願いしたいということでもよろしくお願い致します。
議長	この方々はですね、農地パトロールで耕作放棄地A分類になられた方々、意向調査をした時に「自分で耕作をします」というように届出になっている。耕作していれば何も問題は無かったのですが、再度のパトロールで耕作なされていなかった。そのため勧告の対象になってしまうのです。勧告しますと固定資産税が1.8倍になってしまうので、それではいきなりだなと。もしかして、パトロール後において草を刈っているかもしれない。それで文書を出す前に、まずは農業委員でもう一度、この方々の土地を見ていただけないかということです。ちなみに20日の運営委員会でもこの資料がありましたから私の該当する所を見て歩いたところ、一人の方が草を刈っているところもありましたので、そういうようなところを事務局にご報告お願いしたい。それに基づいて、こういうように耕作放棄地のままだと固定資産税がアップすることもあります、という文書を事務局のほうから出すということなので、その事前として調査をお願いしたいということです。文書を出してしまってから、実は刈っていたというお叱りがあってもうまくないことですから、よろしく申し上げます。
14番委員	現地確認調査の場合は地区を担当農業委員で行っており、達曽部の場合2人でやっているのですが、今回の場合は一人で行うのですか。
議長	自分の地区担当の所を見ていただいて、刈っているとすれば、そこには出さない、と。
14番委員	はい、分かりました。
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、総会の一切を終了致します。大変ご苦労さまでございました。
	午後2時56分閉会



署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年 月 日

遠野市農業委員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_